

【主にレジリエンス補助金制度等に係るQ&A】

資料名・番号	該当箇所	(Q) 質問、ご意見内容	(A) 回答内容
1 ①交付規定	第3条 2 (3)	・「現行のガバナ遠隔監視システムと同スペックでの単なる入れ替えによる更新は対象外」とあるが、機能拡大に伴うシステムの"更新"は対象となるか。	監視、遮断機能の拡大など、本補助事業の目的(災害対応・レジリエンス強化)に資するシステム更新は対象となります。
2 ①交付規定	第3条 2 (3)	・ガバナ遠隔監視既存システムの「拡大・機能拡充」の具体的例はどのようなものか。	【拡大】・監視局の追加 【機能拡充】・監視項目(SI、流量等)や遮断機能の追加
3 ②公募説明資料	3. 申請から交付までの流れ (1) 全体フロー	・公募期間の開始日の記載はあるが、終了はいつか。	公募の終了は、予算枠上限に達した年月日となります。 (事業費予算枠：173,500,000円)
4 ②公募説明資料	P6 (1) ②事業の完了日	・事業の完了日が令和7年2月28日までとあるが、年度越しでの対応となる事業はどのように取り扱うのか。	本補助金事業は単年度事業となりますので、年度を越える複数年度事業は補助対象事業なりません。複数年度にわたってガバナ遠隔監視システムの整備を実施する場合は、年度毎に契約を分けていただき、該当する年度の補助金をご申請ください。なお本補助金の本年度における交付決定は、次年度以降の補助金交付を保証するものではありませんのでご留意願います。 (公募説明会資料P12 (9) 参照)
5 ②公募説明資料	P7 4) 「3社見積について」 及び解説資料 P15	・発注先選定において3社以上の相見積もりが著しく困難または不適当な場合とは。 ・既存システムとの互換性等の観点から、システムソフト会社を特命発注（ソフト・ハードとも）とせざるを得ない場合。	【A参照】 原則としては、3社相見積が必要となりますが、ハードとソフトを分離発注した場合、万一、不具合などが発生した時に、瑕疵担保責任がどちら側にあるのかが特定しづらく、トラブルとなるケースが想定されるため、導入後の円滑な運用・維持管理も見据えた視点で、委託先を一本化することが適当であると考えます。（発注先選定理由書の提出必要）
6 ②公募説明資料	P8 (5) ④自社製品ではなく、子会社・関連会社から製品調達する場合	・補助対象経費の中に、補助事業者の自社製品の調達等に係る経費が計上されている場合は、原価（当該調達品の製造原価等）をもって補助対象経費に計上するよう記載があるが、子会社・関連会社からの調達の場合の考え方。	子会社・関連会社等グループ会社から製品調達を行う場合は、以下のような取り扱いとします。 ①持ち株比率100%の場合 「売上総利益率」から、利益排除を行っています。（添付①ご参照。計算式を例示） ②持ち株比率15～100%未満の場合 「営業利益率」から、利益排除を行っています。（添付②ご参照。計算式を例示） ※該当するガス事業者様は、個別にお問い合わせください（添付①、②資料をご提供いたします）
7 ②公募説明資料	P9 4.(7) 取得財産等管理台帳	・公募説明会資料P9の取得財産等管理台帳はフォーマットなど見本はありませんでしょうか。	取得財産等管理台帳は、ガス事業者様への交付決定通知書送付後に、事務通知説明会にてご説明（記入例含む）の予定となっております。事前に必要でしたら、説明会終了後、補助金専用メール等にて個別にお問い合わせいただけましたら、添付にてご送付をさせていただきます。
8 ②公募説明資料	P10 みなし大企業について	・当社がみなし大企業にあたるかどうかが良く分かりません。	公募説明会資料P37 別紙⑨に「中小企業者『みなし大企業を除く』の申請確認書」に必要事項を入力すれば、該当するか否かを自動判定します。

9	②公募説明資料	P10 5. 事業の内容 (1) 対象事業者	・ホールディングスの形態をとっている企業の場合、ホールディングス全体（関係会社含む）では大企業になるが、ホールディングス単体で従業員300名以下なら「みなし大企業」にはあたらないか。	「みなし大企業」の判定は、別紙⑨「中小企業者『みなし大企業を除く』の申請確認書」により行います。よってガス事業者単体で従業員300名以下なら「みなし大企業」にはあたりません。
10	②公募説明資料	P11 (3) ②	・ガバナー遠隔監視について、要件の確認なのですが、現場センサー機器類の更新と通信方式のアップグレード（アナログ専用回線⇒LTE）の内容で計画をしているのですが、この計画は補助対象と考えてよろしいですか。	通信方式のアップグレード（アナログ専用回線⇒LTE）の内容でのご計画は、補助対象と考えて問題ございません。ただしその際の現場センサー機器類の更新が、単なる同スペックの更新の場合は、センサー機器類のみ補助対象外となりますのでご留意ください。（LTE更新にともない、センサー機器類も更新せざるを得ない仕様であれば、補助対象設備となる可能性はあります）
11	②公募説明資料	P27 様式2-②実施計画書7.ランニングコスト及び定期的な更新費用計画	・ランニングコストには通信費も含むか。通信費はNTTなど通信事業者しか対応できないので、NTTなどに見積をとって添付する必要があるのか。	通信費も含みます。ただし、通信費部分については、過去の実績や、通信費に係る料金メニュー等を根拠とし、ガス会社自身もしくはシステム構築会社による概算見積もりで可とします。
12	②公募説明資料	P27 様式2-②実施計画書7.ランニングコスト及び定期的な更新費用計画	・5年間の補助金事業で、8年間の更新費用計画を記載する目的は？現時点で取替計画は流動的にならざるをえず正確な金額の記載は難しいし、遠隔監視システムの場合概ね10年での更新のため、逆に8年では記載できる金額がない可能性があるが、ここに記載する金額の記入の仕方は、補助金審査に影響するのか。	本項目の記載は、ガバナ遠隔監視システム導入後も、ガス会社として更新費用やランニング費用が掛かるということを認識していただくことを目的に、METIガス安全室からの指示を受けて追加したものとなっています。そのため、補助金審査に直接影響することはありません。8年間の記載としたのは、耐用年数表別表2「ガス業用設備、その他設備」の耐用年数に準じたもので、10年で更新する場合は、各年の（2）には、10年後に更新する費用の1／10づつの金額を記載していただければ結構です（その旨、枠外に注記願います）
13	②公募説明資料	P27 様式2-②実施計画書7.ランニングコスト及び定期的な更新費用計画	・(3)既存システムの拡大・機能拡充予定がある場合の設備投資計画 とあるが新設で複数年に渡り設置する場合は記載不要か。	当該R6年度に補助金対象として導入するガバナ監視システムに係るランニングコストと、更新費用のみで結構です。（R7年度以降に新設・拡大・拡充分は記載不要）
14	②公募説明資料	P37 別紙⑨中小企業者『みなし大企業を除く』の申請確認書	・※2常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員臨時の従業員は含まれない。とあるが、臨時の従業員の定義は。	臨時従業員=短期または一時に仕事をするために雇用される人々で、派遣会社の労働者、オシコール労働者、独立請負人、季節労働者を含みます。
15	②公募説明資料	P38～P43 別紙⑩～⑯	・この書類はすべて提出が必要か。 ・この書類の位置付けは。	別紙⑩～⑯は、該当する認定等がある場合のみ、ご提出いただければ結構です。交付申請案件ごとに事務局にて審査・評価を行いますが、⑩～⑯のご提出があれば、評価点に1点づつ加算されます。（予算枠到達日には、評価点が高い順に採択するため有利となります）
16	③解説資料	P9 「ガバナ遠隔監視システム②新設/更新の考え方」	・対応ガバナ拡大は、その年度の新設ガバナへの監視システム設置も対象となるか。	新設ガバナへの監視システム設置も、「機能拡充・拡大」として対象となります。
17	③解説資料	P10 補助対象機器について	・P10について、補助対象機器は記載のものに限るのか。これは一例か。	あくまで一例。詳細は交付規程 別表1-1に定めています。

18 ③解説資料

P14 元請け下請けの関係の考え方

・相見積もりを取るときに、元請けと下請けの考え方がよく分かりません。

【B】 相見積をとった3社が工事実施時に元請け下請けの関係になることは、公正な競争が行われていないと見なされる可能性があり望ましくないため、避けられない事情がある場合を除き避けることとしています。

同様に、新規設備機器費に関しても、相見積をとった3社が元請け下請けの関係になることは、公正な競争が行われていないと見なされる可能性があり望ましくないため、避けられない事情がある場合を除き避けることとしています。

また、特に禁止はしていませんが、グループ会社等への下請けについては、事務通知説明会での資料に掲載することとなります。以下記載のように「契約関係」に「実施体制表」の提出を求めるケースがあります。

「事業の実施体制確認のため、補助対象として経費計上しているもので、請負または委託契約をしている場合については、契約先の事業者の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記載した実施体制表〔事務通知説明会資料別紙④-5参照〕を添付すること。ただし、税込み100万円未満の取引については、記載の必要はありません。

19 ③解説資料	P15 3社相見積りができない場合	<p>・ガバナ遠隔監視システムはシステムによって機能が異なるため、自社に必要な機能を勘案して実質的に1社選定となる場合を考えられるが、3社相見積りにおける発注先選定理由でその旨を記載して提出してよいか。</p> <p>【A】 3社競争見積もりを実施することが困難なケースは、以下の①②等が想定されます。</p> <p>①ガバナ遠隔監視システムは、ガス事業者の求める仕様によりベンダー企業が限定されるケースがあり、3社取寄せるのが困難な場合がある</p> <p>②説明会の実施から申請までの期間が限られる中、3社相見積りによって中小ガス事業者に必要な時間と事務コストを課す場合がある</p> <p>交付規定第10条には、「補助事業の運用上、一般的の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、若しくは随意契約によることができる」と規定しているため、原則としては、3社相見積りが必要となります。上記①等（②はNG。時間がかかるという理由は認められません）を理由に、1社見積もりを認める方向です。公募説明会資料の様式別紙⑥の「発注先選定理由書」に合理的な理由を記載提出いただければ、1社見積もりによる特命発注は可能であると考えます。</p> <p>例）・既に導入済みのガバナ遠隔監視等システムと親和性が高く、低コストでの導入が可能となる（逆に既存ガバナ遠隔システムと異なる新規システムを導入すると、ソフトウェアの互換性が担保できず、かつ高コストとなることが明らかである等）</p> <p>・ガバナ遠隔監視システムは、ソフトとハードが纏まとった一つのパッケージ製品である。ハードとソフトを分離発注した場合、万一、不具合などが発生した時に、瑕疵担保責任の特定が困難となるケースも想定されるため、またガス会社の仕様を満たすソフトが1社しかないため、1社特命見積もりとする。</p> <p>なお、以下の例は合理的な理由となりませんのでご留意願います。</p> <p>・導入したい設備の代理店なので・メーカーに直接見積もりを取るのが最も安価だから、・施工の信頼性が高いから、・対応が早いから、・ガス関連会社だから</p>
20 ③解説資料	P13 「3社見積もりについて」	<p>・子局側機器の増設にあたり機器のみをガス事業者が購入する場合、購入先メーカーは既設と同じメーカーとなる（例えば電池駆動式遠隔監視システムは愛知時計電機製しかない。また、ガス漏れ検知器は新コスモス、SIセンサーはアズビル、開度計は協成が選定される）。メーカーから直接購入する場合3社入札は困難ではないかと予想されるが、センターが特命を認めるケースとなるか。それとも代理店を立てて3社入札をしなければならないか。</p> <p>【A参照】 原則としては、3社相見積りが必要となります。公募説明会資料の様式別紙⑥の「発注先選定理由書」に合理的な理由を記載提出いただければ、1社見積もりによる特命発注は可能であると考えます。</p> <p>例）・既に導入済みのガバナ遠隔監視等システムの子局増設となるため、子局側増設機器を、既設の機器と同じメーカーで指定することは、既存同システムとの親和性が高く、既に実証済みとも解釈でき、合理的である。</p>
21 ③解説資料	P13 「3社見積もりについて」	<p>・一般競争入札を民間ガス事業者がしても問題ないか。</p> <p>特に問題ありません。</p>
22 ③解説資料	P13 「3社見積もりについて」	<p>・工事について補助対象がない場合、3社の相見積りはメーカーを含む3社で問題ないでしょうか。</p> <p>ご認識の通りで結構です。 新規設備設置工事費での補助金申請は行わず、新規設備機器費のみ、交付申請を行うこととなりますので、機器を購入するメーカーを含む3社から見積もりを取得いただければ大丈夫です。</p>
23 ③解説資料	P13 「3社見積もりについて」	<p>・新規設備機器費と新規設備工事費を別々に各見積りして合算して補助金申請することは可能でしょうか。新規設備機器費（3社）と新規設備工事費（3社）です。</p> <p>新規設備機器費と新規設備工事費を別々に各見積りして合算して補助金申請することは可能です（新規設備機器費（3社）と新規設備工事費（3社））。</p>

24	③解説資料	P14 「3社見積②について」	<ul style="list-style-type: none"> 同じメーカーに複数のガス事業者が見積を取った場合、同じ仕様なのにガス事業者によって単価等が大きく異なっても問題ないか。 <p>例えば「みはる」の単価がAガス社は50万円、Bガス社は60万円、Cガス社は70万円など・・・</p>	メーカーと各ガス事業者との取引において、その関係性は様々であるため、メーカーから各ガス事業者に対する同仕様の製品の販売価格に差が生じても、一般的な商慣習として特に問題にはならないと考えます。
25	③解説資料	P14 「3社見積②について」	<ul style="list-style-type: none"> 新規設備機器費の見積もり（Aメーカー、B商社、C商社）、新規設備工事費（Aメーカー、D工事会社、E工事会社）にて申請することは問題ないでしょうか。工事はAメーカー、D工事会社、E工事会社が元請け一下請けの関係にはならない場合。 	Aメーカー、D工事会社、E工事会社が元請け一下請けの関係になければ、特に問題ございません。
26	③解説資料	P15 「3社見積③について」	<ul style="list-style-type: none"> 各社とも予算には限りがあるので、例えば全体で50か所のガバナがあった場合、1年目は親局+現地設備20か所で申請。2年目に現地設備30か所で申請ということが普通に考えられる。現地設備は親局の機能やソフトのプロトコルに影響するので、2年目は1年目に納入したメーカーからしか提供できないと考えられるが、その場合は1社見積（特命）でも問題ないか。 	<p>【A参照】 原則としては、3社相見積が必要となりますが、公募説明会資料の様式別紙⑥の「発注先選定理由書」に合理的な理由を記載提出いただければ、1社見積もりによる特命発注は可能であると考えます。（例）・<u>（2年目以降）既に導入済みのガバナ遠隔監視等システムと親和性が高く、低成本での導入が可能となる（逆に既存ガバナ遠隔システムと異なる新規システムを導入すると、ソフトウェアの互換性が担保できず、かつ高コストとなることが明らかである等）</u></p>
27	③解説資料	P15 「3社見積③について」	<ul style="list-style-type: none"> 既存システムの拡大・機能拡充（これまで一部のガバナにしか設置していなかった監視・遮断機能を全ガバナに拡大する場合や監視してこなかったガバナへの制御機能の追加など）は、親局の一新はせずに既設を流用するため、現地盤も既設親局で監視制御可能な同一メーカーからの供給になるが、その場合は1社見積で問題ないか。 	同上。 <u>（既存システムの拡大・機能拡充）</u>
28	③解説資料	P15 「3社見積③について」	<ul style="list-style-type: none"> FOMA等からLTEへの通信方式変更の場合、圧力計やガス漏れ警報器等は更新せずテレメーター内の通信部分のみ変更することになるが、その場合は現在使用しているメーカー1社のみの見積でよいか。 	同上。 <u>（通信方法の変更）</u>

29	③解説資料	P17 リース契約について	<ul style="list-style-type: none"> リース契約とはサブスクリプションのような契約形態を意図しているのか。 	補助対象機器設備の所有者をリース会社とし、使用者（ガス会社）とリース契約を結び、ガス会社が毎月リース料金を支払う形態となります。その際、補助金申請者は、ガス会社とリース会社の「共同申請」となります。なお、リース期間はガバナ遠隔監視システムの耐用年数と同期間（8年を想定）とする必要があります。
30	④その他	—	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔監視システムについて、電源の受電工事は含まれるか。 	交付規程 別表1-1に記載 <ul style="list-style-type: none"> 電源引き込み工事（材料を含む）は対象となる。
31	④その他	パンフレットP1	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔監視システムについて、図ではガスホルダーも対象のように見えるが、監視対象はあくまでガバナのみか。専用ガバナは対象か。 	遠隔監視対象は、ガバナのみとなります。また地区ガバナを対象とし、お客様の専用ガバナは対象となりません。
32	④その他	LTE化について	<ul style="list-style-type: none"> LTE化すること自体は既に決定しており、契約を年度ごとに実施している場合、2023年度以降の契約は対象となりますか。 （例；2022にセンターシステムと一部の子局を更新、2023以降年度毎に契約し子局を順次更新） 	弊センターからガス事業者に対する交付決定通知書の発行日より以前に既に契約が行われている場合は、本補助金の対象とはなりません。（(C)に続く）
33	④その他	同上	<ul style="list-style-type: none"> (C) 既に結んだ契約を破棄し、2024年度以降に新たに契約し直せば、補助金の対象となりますか。 	2024年度の交付決定通知書受領日以降に、新たに契約をし直すことが必須となります。その場合であれば本補助金の対象となります。
34	④その他	同上	<ul style="list-style-type: none"> 「既存システムの更新は対象外」が原則ですが「通信規格の改廃への更新は対象とする」ケースで補助金の対象はLTE通信装置の更新とセンターシステムのLTE化への対応のみで、それ以外のもの（圧力センサー・データ収集装置・ガス検知器・遮断装置等）は対象外ということでしょうか。 	通信規格の改廃に伴って、左記センサー等の更新が必要となると合理的に説明ができる場合であれば、本補助金の対象となると考えます。
35	④その他	同上	<ul style="list-style-type: none"> FOMA停波に伴い、「ガバナ遠隔監視システムG」に変更したい事業者がありますが、この場合FOMAで監視している装置一式を撤去し、新たに「ガバナ遠隔監視システムG」の自記圧力計・ガス警報ユニット・通信ユニットを新設しなければなりません。この場合どこまで補助金の対象となるのでしょうか。 	(C) 及び上記を満たせば、本補助金の対象となると考えます。
36	④その他	同上	<ul style="list-style-type: none"> NTT専用線またはNTTアナログ回線からLTEに変更する場合、それらの装置一式を撤去し新しい「ガバナ遠隔監視システムG」を新設しなければなりません。（「ガバナ遠隔監視システムG」の場合は自記圧力計・ガス警報ユニット・通信ユニットを新設）。この場合どこまで補助金の対象となるのでしょうか。 	(C) 及び上記を満たせば、本補助金の対象となると考えます。

37	④その他	同上	・現在「ガバナ遠隔監視システムG」を使用していますが予算がないため、2023/3/31にPHS停波後、遠隔監視をやめる事業者があります。この場合、2023/4以降は遠隔監視をしていない事業者と一旦なります。補助金があれば遠隔監視を再度行いたい意向がある場合、新規設置事業者となりますか。	新規設置事業者となり、本補助金の対象となると考えます。導入後も遠隔システムのランニングコスト・更新費が通常かかりますので、その費用は補助事業者が自費で負担し、継続して使用していただくことが大前提となります。（補助金を受け）イニシャルコストをかけて導入後も、補助事業者が自費でシステムのハンドリング・メンテナンスを行い少なくとも耐用年数の間は使用していくことが必要となります。
38	④その他	自社施工のケース	・工事を自社で実施する場合、機器購入のみを補助金対象とすることは可能でしょうか。	施工費（新規設備設置工事費）を補助対象とせず、新規設備機器費のみを補助対象とすることは可能です。また施工に係る「人工数」×「施工日数」×「人工単価」を当該人工の給与台帳写し等により積算証憑を用意できれば、施工費も補助対象とすることは可能となります。
39	④その他	補助対象について	・ガバナー遠隔監視についてですが、弊社エリア内にはガバナー監視以外に管末等での遠隔監視があるのでですが、それ（ガバナー以外での遠隔監視）は対象外ですか。	本補助金は、ガバナに関する遠隔監視装置を補助要件としているので、管末等での遠隔監視は対象外となります。詳細個別にご相談いただいても結構です。
40	④その他	採択の優先順位	・仮に監視カメラの導入で補助金を交付決定となった事業者が翌年度にガバナの遠隔監視の補助金申請を行い補助金上限となった場合は優先順位は下がるのでしょうか。	本補助事業では、ガバナ遠隔監視システムに対する補助を要件としております。監視カメラのみの補助金申請は要件を満たしませんが、ガバナ遠隔監視システムの付帯設備として申請いただければ、補助対象の要件を満たします。 その前提となりますが、本補助金は単年度事業ですので、前年度の補助金を受けられても、受けられていなくても、次年度の審査において優先順位等に影響が出ることはございません。